明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令（財務七〇）　一
○支出官事務規程及び日本銀行国庫金取扱規程の一部を改正する省令（同七一）　五
〔告　示〕
○平成二十二年国勢調査の結果、平成二十二年十月一日現在の北海道等の市区町村別並びに全国の確定した人口及び世帯数に関する件（総務四五八）　三
〔人事異動〕
防衛省　三
諸事項　三
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
独立行政法人国民生活センター平成二十二事業年度財務諸表、独立行政法人科学技術振興機構公募型プロポーザル方式に係る手続開始関係　三六
地方公共団体
公示送達関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○財務省令第七十号

国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十七日

財務大臣　安住　淳

国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令

国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二号書式中

金額	十億	千億	百億	十億	千万	百万	十万	千	百	十	円

を

金額	千億	百億	十億	千億	百万	十万	千	百	十	円

に改める。

第二十三号書式（その一）中

支払金額①—②	十億	千億	百億	十億	千万	百万	十万	千	百	十	円

を

支払金額①—②	千億	百億	十億

に改める。

第二十三号書式（その二）中

支払金額	十億	千億	百億	十億	千万	百万	十万	千	百	十	円

を

支払金額	千億	百億	十億

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十三年十一月十四日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○財務省令第七十一号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程及び日本銀行国庫金取扱規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十七日

財務大臣　安住　淳

支出官事務規程及び日本銀行国庫金取扱規程の一部を改正する省令

（支出官事務規程の一部改正）

第一条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条　官署支出官は、日本銀行が指定した銀行その他の金融機関へ職員に支給する給与（以下この条、第十六条及び第十九条において「職員給与」という。）を振り込むための支出の決定をする場合には、当該職員給与の支給日の二営業日前の日までに支出の決定をしなければならない。

②　前項及び第五十一条第二項において「営業日」とは、日本銀行の休日でない日をいう。

第十一条第一項第二号中「第六号」を「第五号」に改め、同条第二項第五号中「送信」の下に「（書面等の情報を電子情報処理組織（支出官が支出に関する事務を処理するため、財務省に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と官署支出官の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下同じ。）」を加え、同条第六項第四号中「センター支出官名」の下に「（「センター支出官」とは、令第一条第三号に規定するセンター支出官をいう。以下同じ。）」を加える。